

魚津市農業委員会総会議事録

- ・と き 令和8年9月4日（金）
午後6時00分
- ・ところ 魚津市役所第1会議室

議 事

第 1 議事録署名委員について

第 2 議案 第 29 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について

第 3 議案 第 30 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による事業計画変更申請に対する意見決定について

第 4 議案 第 31 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について

総会の種類 定例総会

1. 総会の期日 令和8年9月4日（金）

2. 総会の場所 魚津市役所第1会議室

3. 農業委員の定数 14名

4. 総会に出席した農業委員の数 13名

会長（議長） 14番 北田 直喜

委員 2番 関口 勝昭 3番 山根 清次

4番 梅原 修 5番 森崎 陽子

6番 谷崎 雅彦 7番 宮崎 敬光

8番 水尾 英俊 9番 中山 彦信

10番 佐々木 隆 11番 稗苗 史絵

12番 大崎 章博 13番 高橋 順子

5. 総会を欠席した農業委員の数 1名

1番 伊東 幹治

6. 総会に出席した農地利用最適化推進委員の数 3名

下中島地区 山口 耕治 加積地区 富居 幹生

経田地区 南塚 英雄

7. 議事録署名委員

7番 宮崎 敬光 8番 水尾 英俊

8. 総会に出席した職員

事務局長 舘 和生 係長 藤井 勝利

主事 山根 悠平 主事 清水 雅之

主事 鷹休 誠人

【開 会：午後6時00分】

議 長： それではただ今から令和8年度9月農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は委員14名中13名出席ですので、総会は成立しております。

本日の議事録署名委員には、7番宮崎委員、8番水尾委員にお願いいた

します。

議案第29号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第29号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてご説明します。

2ページ目をご覧ください。今月の申請は1件1筆です。地区別の内訳は表のとおりです。面積が7 m²です。

【議案第29号 議案書をもとに朗読】

本申請について、すべての許可要件を満たしていると考えます。

議長： ただいま事務局からの説明が終わりました。担当確認委員からの説明をお願いします。

4番： 事務局の説明のとおりです。許可妥当と考えます。

議長： 事務局並びに担当確認委員から説明を求めました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

議長： 意見が無いようでしたら申請通り許可決定してよろしいでしょうか。

（「異議無し」の声あり）

議長： 異議が無いようですので、議案第29号は決定いたします。

議案第30号農地法第5条第1項による事業計画変更申請に対する意見決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第30号農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請に対する意見決定についてご説明します。

【議案第30号 議案書をもとに朗読】

本申請について、すべての許可要件を満たしていると考えます。

議長： ただいま事務局からの説明が終わりました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

議長： 一時転用の案件についてだが、最終的に農地を戻してもらえるように事業者へ説明をしていくことが必要だと思う。

事務局： 事業者への説明を継続して行って参ります。

議長： 特に意見が無いようでしたら申請通り意見決定してよろしいでしょうか。

議長： 異議が無いようですので、議案第30号は決定いたします。

議案第31号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第31号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてご説明します。8ページ目をご覧ください。今月の申請は5件21筆です。地区別の内訳は表のとおりです。面積が12,068.60㎡です。

【議案第31号 議案書をもとに朗読】

本申請について、すべての許可要件を満たしていると考えます。

議長： ただいま事務局からの説明が終わりました。担当確認委員からの説明をお願いします。

4 番： 事務局の説明のとおりです。許可妥当と考えます。

14番： 事務局の説明のとおりです。許可妥当と考えます。

事務局： 1 番伊東委員は本日欠席ですが、伝言を承っております。申請内容については許可妥当と考えるとのことでした。

9 番： 申請地隣に既存の用水があるため、水については問題ないが、転用後は敷地内にコンクリートやアスファルトが一面に広がるので、雨が降るとそれが全部排水として集中して出てしまう。その際に配水管が破裂しないように、階段状の簡易的なダムのようなもので緩やかに排水する形がふさわしいのではないか。事業者が着工に入られたときに、排水についての確認は必要だと考えます。

議 長： 事務局並びに担当確認委員から説明を求めました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

議 長： 申請番号 5 番について、9 番中山委員が発言されたように、排水の確認が必要だと感じる。今回の申請地区だと下流域が危ないので、注視してもらいたい。地区担当委員の皆さまには、自分の担当地区で開発行為申請があったときは、排水の問題が無いか念入りに確認していただきたいと思う。

事務局： 排水計画については事業者と確認を行っていきます。

議 長： 他に意見が無いようでしたら、申請通り決定してよろしいでしょうか。

(「異議無し」の声あり)

議 長： 異議が無いようですので、議案第28号は決定いたします。

これで議案審議は終わりましたが、その他の協議事項について事務局より説明して下さい。

事務局： 1 非農地通知について（令和8年7、8月分）
2 農地パトロールについて 結果報告
3 農振除外について（令和8年7月受付）

議 長： 以上で本日の総会を終了します。

【閉 会：午後8時50分】

【別添】

農地法第4条調査書

議案第29号 受付番号1番

申請者		作成者
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、10ha未満（1ha）の一団の農地の区域内にあり、かつ住宅地に近接していることから第2種農地と判断します。転用許可基準は、代替可能性勘案の必要なし（集落接続）です。	
転用目的	申請地は従前から宅地として利用しており、今後も引き続き宅地として利用していくことから、このたび本申請より是正を行います。	
資力及び信用	申請者は農地でありながら宅地として違反転用していたことを反省し、始末書が添付されています。既に工事済であるため新たに必要な資金はありません。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、既に工事済みです。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用できる見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、宅地のための必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は宅地の整備が目的であり、該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接地との境界については既にコンクリート擁壁を設けているため、近隣の農地などに被害の及ばぬよう十分配慮されます。 雨水については既存水路に排水し、生活排水については既存の公共下水道により排出するため、問題ないと考えます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

農地法第5条調査書

議案第31号 受付番号1番
(所有権移転)

譲受人		譲渡人	作成者
	許可要件の状況		
農地の区分	申請地は土地改良事業未実施区域でかつ、農地集団規模が10ha未満であるため第2種農地と判断しました。 許可基準は代替可能性の勘定なしです。		
転用目的	店舗敷地		
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については自己資金でまかなう計画で、通帳の写しを添付しておりますので適当であると考えます。		
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。		
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。		
行政庁の免許、許可、認可等の見込み			
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。		
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は店舗敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。		
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、店舗敷地が目的であり該当しないと考えます。		
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	雨水については既存の側溝に排水し、生活排水については公共下水道に接続し、排水する計画です。 今回の転用により集団農地を分断することはありません。		
一時転用の妥当性			
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況			

【別添】

農地法第5条調査書

議案第31号 受付番号2番
(賃借権設定)

譲受人		譲渡人	作成者
	許可要件の状況		
農地の区分	申請地は都市計画法に定める用途地域内の農地であり、第3種農地と判断しました。 許可基準は原則許可です。		
転用目的	住宅敷地		
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については借入金でまかなう計画で、借入手続案内の写しを添付しておりますので適当であると考えます。		
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。		
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。		
行政庁の免許、許可、認可等の見込み			
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。		
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は住宅敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。		
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、住宅敷地が目的であり該当しないと考えます。		
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	雨水については既存の排水路を通して排水し、生活排水については公共下水道に接続し、排水する計画です。 今回の転用により集団農地を分断することはありません。		
一時転用の妥当性			
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況			

【別添】

農地法第5条調査書

議案第31号 受付番号3番
(賃借権設定)

譲受人		譲渡人	作成者
	許可要件の状況		
農地の区分	申請地は都市計画法に定める用途地域内の農地であり、第3種農地と判断しました。 許可基準は原則許可です。		
転用目的	駐車場敷地		
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については自己資金でまかなう計画で、資金残高証明を添付しておりますので適当であると考えます。		
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。		
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。		
行政庁の免許、許可、認可等の見込み			
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。		
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は駐車場敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。		
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、駐車場敷地が目的であり該当しないと考えます。		
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	雨水については既存の排水路を通して排水し、生活排水については公共下水道に接続し、排水する計画です。 今回の転用により集団農地を分断することはありません。		
一時転用の妥当性			
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況			

【別添】

農地法第5条調査書

議案第31号 受付番号4番
(所有権移転)

譲受人		譲渡人	作成者
	許可要件の状況		
農地の区分	申請地は都市計画法に定める用途地域内の農地であり、第3種農地と判断しました。 許可基準は原則許可です。		
転用目的	共同住宅敷地		
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については自己資金と借入金を合わせてまかなう計画で、通帳写しおよび融資可能証明書を添付しておりますので適当であると考えます。		
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。		
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。		
行政庁の免許、許可、認可等の見込み			
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。		
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は共同住宅敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。		
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、共同住宅敷地が目的であり該当しないと考えます。		
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	雨水については既存の排水路を通して排水し、生活排水については公共下水道に接続し、排水する計画です。 今回の転用により集団農地を分断することはありません。		
一時転用の妥当性			
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況			

【別添】

農地法第5条調査書

議案第31号 受付番号5番
(所有権移転)

譲受人		譲渡人	作成者
	許可要件の状況		
農地の区分	申請地は農地集団規模が10ha以上の農地でかつ、土地改良事業実施区域であるため、第1種農地と判断しました。許可基準は集落接続です。		
転用目的	注文住宅分譲地		
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については融資金でまかなう計画で、融資可能証明書を添付しておりますので適当であると考えます。		
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。		
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。		
行政庁の免許、許可、認可等の見込み			
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。		
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は注文住宅分譲地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。		
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、注文住宅分譲地が目的であり該当しないと考えます。		
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	雨水については既存の排水路を通して排水し、生活排水については公共下水道に接続し、排水する計画です。 今回の転用により集団農地を分断することはありません。		
一時転用の妥当性			
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況			